

許可番号

胆環生第 3055・3 号 (B ブロック)

維持管理に関する計画及び
災害防止に関する計画書

維持管理及び災害防止に関する計画書

施設の維持管理方法	産業廃棄物の受入方法	石炭灰の運搬は、密閉式の荷台等の飛散防止対策を施した石炭灰運搬車により行い石炭灰埋立場場に搬入する。		
	施設作業時の維持管理方法	埋立管理については別紙のとおり		
	施設整備・点検の頻度	1. 日常点検（築堤外観、浸出水処理施設運転状況 1回/日） 2. 定期点検（浸出水処理施設） 2回/年		
維持管理に関する記録及び閲覧方法	1. 記録～維持管理記録を作成し、施設の廃止までの間保存する。 2. 閲覧方法～閲覧場所：北海道電力株式会社苫東厚真発電所 閲覧期間：備え置いた日から3年間			
排ガスの性状・放流水の水質等の数値		施設設計値	達成目標値	測定頻度
排ガスの性状	ばいじん (g/Nm ³)			
	硫黄酸化物 (Nm ³ /hr)			
	窒素酸化物 (cm ³ /Nm ³)			
	塩化水素 (mg/Nm ³)			
	ダイオキシン類 (ng/m ³ -TEQ)			
放流水の水質	pH	5.8～8.6	5.8～8.6	1回/月以上
	生物化学的酸素要求量 (mg/l)			
	化学的酸素要求量 (mg/l)			
	浮遊物質量 (mg/l)	60以下	60以下	
	ノルマルヘキサン抽出物含有量 (鉱油) (mg/l)			
	ノルマルヘキサン抽出物含有量 (動植物性油) (mg/l)			

1. 運搬

石炭灰の運搬は、密閉式の荷台等の飛散防止対策を施した石炭灰運搬車により行い、石炭灰埋立場に搬入する。

運搬経路は、別紙1に示すルート（苫東厚真発電所～市道東港南通線～中央埠頭幹線道路～国道235号）を経て搬入する。

2. 埋立て管理

(1) 埋立て順序

別紙2に示すとおり

(2) 埋立て方法

搬入した石炭灰を随時、ブルドーザーにより敷均し、転圧を行う。

(3) 飛散および流出防止

飛散が予想される場合には散水を行う。

埋立て完了部分から段階的に覆土し、石炭灰の飛散および流出を防止する。

(4) 施設の点検

施設の点検を、以下のとおり実施する。

a. 日常点検

築堤外観、浸出水処理施設運転状況・・・1回/日

b. 定期点検

浸出水処理施設・・・2回/年

c. 随時点検

地震、台風等の異常事態の直後に実施する。

(5) 地下水の監視

施設稼働前に、別紙3に示す施設の周縁3箇所において、別紙4に示す地下水検査項目および電気伝導率について測定する。

施設稼働中および埋立終了後は、別紙3に示す施設の周縁3箇所において、別紙4に示す地下水検査項目について1年に1回以上、電気伝導率について1月に1回以上測定する。電気伝導率に異常が認められた場合には、地下水検査項目について測定する。

(6) 浸出水の処理・監視

浸出水は集水設備により集水し、浸出水処理施設により水素イオン濃度を 5.8 以上 8.6 以下、浮遊物質量を 60mg/l 以下に処理した後に排水する。

放流水の水質については、施設稼働中は別紙 5 に示す排水基準項目のうち、水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、浮遊物質量については 1 月に 1 回以上、上記を除く項目については 1 年に 1 回以上測定する。また、埋立終了後は別紙 5 に示す排水基準項目のうち、水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、浮遊物質量については 3 月に 1 回以上、上記を除く項目については 6 月に 1 回以上測定する。

(7) 害虫等の発生対策

必要に応じて排水溝の清掃、築堤草地の手入れを行う。

(8) 騒音・振動

作業時間の限定及び計画的な石炭灰の運搬を行う。

作業時間については、午前 9 時～午後 5 時とする。

(9) 火災の発生防止対策

喫煙場所を指定し、また火災の発生する恐れがある場所へ消火器の設置を行う。

機械の修理等で火気を使用する場合には、作業区域内に消火器を設置し、管理責任者を配置する。

(10) 緊急時の体制

平常時（浸出水量が浸出水処理能力よりも小さい時、大雨等による災害の発生が予測されない時）は、休日を問わず管理員を午前 9 時～午後 5 時の間常駐させ管理し、非常時（大雨等により浸出水量が増大し災害の発生の恐れがある時、もしくはこのような現象が予想される時）は、昼夜・休日を問わず管理員（必要に応じ複数人員）を常駐させ管理する。

緊急時には別紙 6 に示す連絡体制に従い、速やかに必要な措置を講じる。

3. 埋立て完了時の措置

埋立て完了後は、開口部を厚さ 50cm の土砂で覆土し、草木種子の吹き付けにより草地化する。

4. 施設の廃止方法

埋立て完了後は、別紙 7 の内容の確認をもって施設を廃止する。

5. 記録の管理・閲覧

(1) 記録

埋立に関する次の維持管理記録を作成し、施設の廃止までの間、保存する。

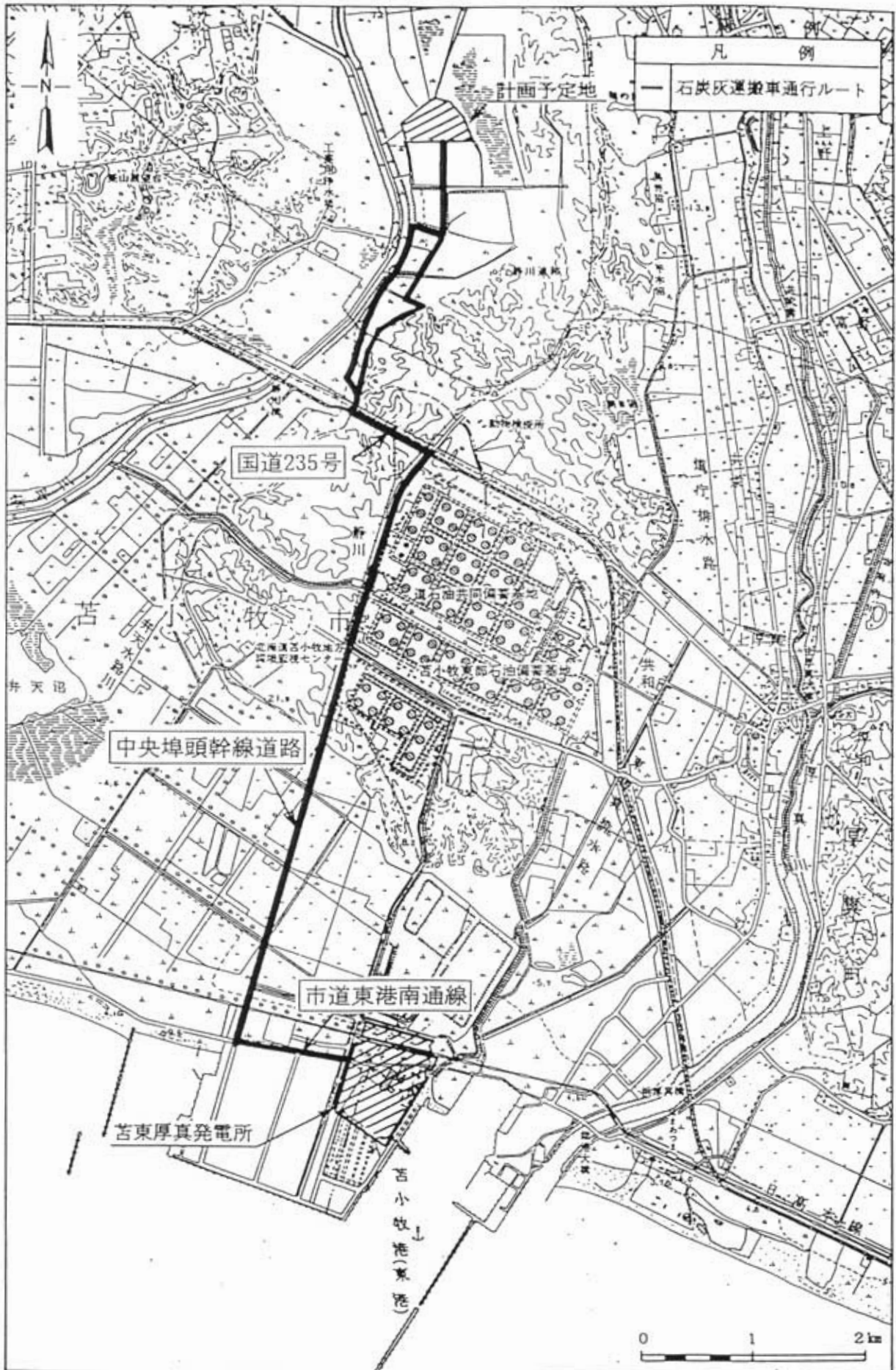
- a. 各月ごとの埋立量（マニフェストによる管理）
- b. 石炭灰埋立場日常点検および定期点検結果
- c. 地下水および浸出水排水水質測定結果
- d. 点検および水質測定の結果、措置を講じた場合の記録

(2) 記録の閲覧

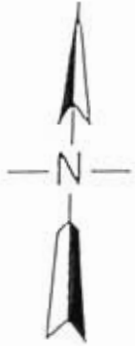
前項の記録については、次の方法により閲覧を行う。

- a. 閲覧場所 北海道電力株式会社 苫東厚真発電所
(勇払郡厚真町字浜厚真6 1 5番地)
- b. 記録を備え置く時期
 - (a) 各月ごとの埋立量 当該月の翌月末日
 - (b) 点検結果および水質測定結果
測定結果の得られた日、または点検を行った日の属する月の翌月末日
 - (c) 措置の記録
当該措置を講じた日の属する月の翌月末日
- c. 閲覧期間
備え置いた日から3年間

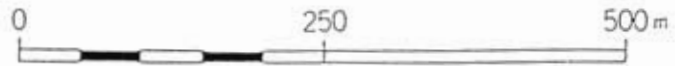
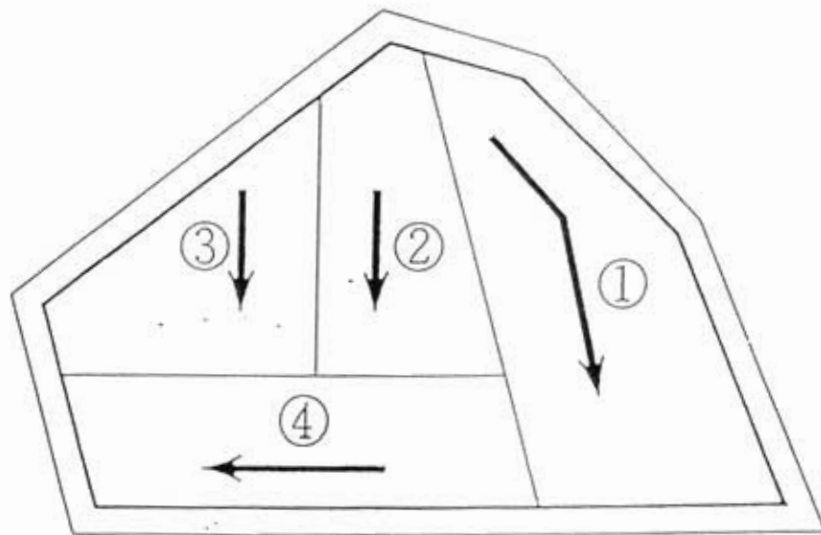
以 上



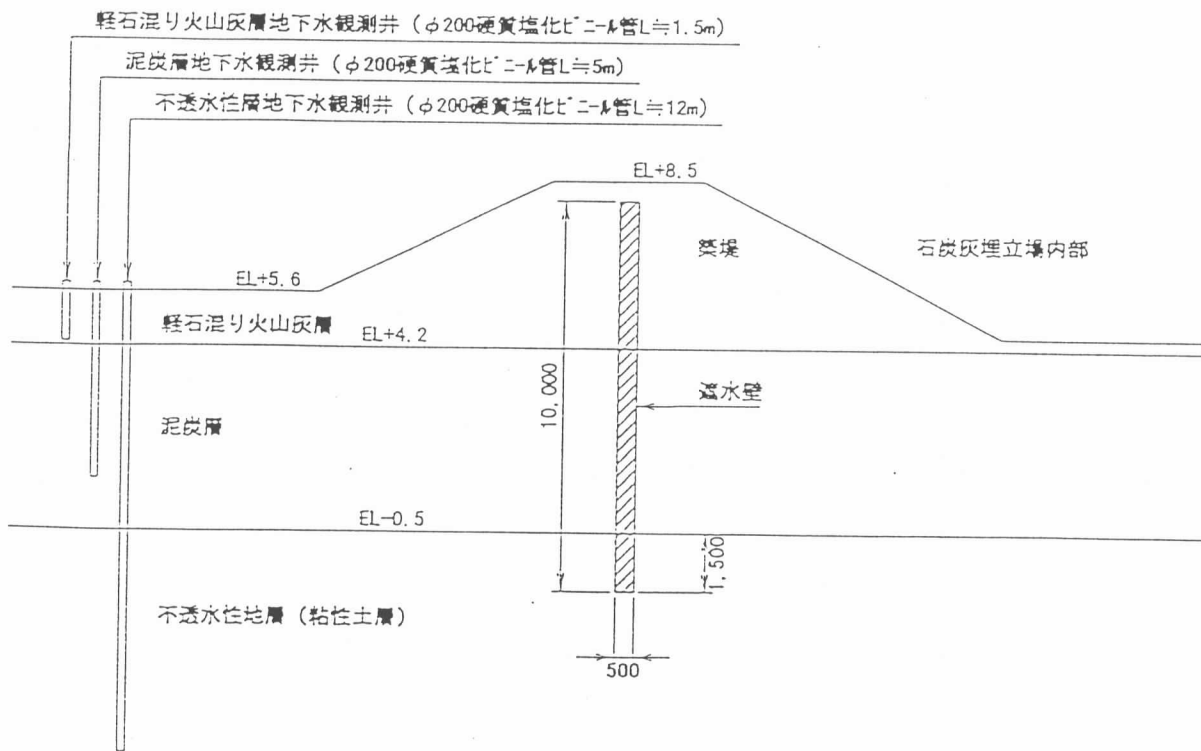
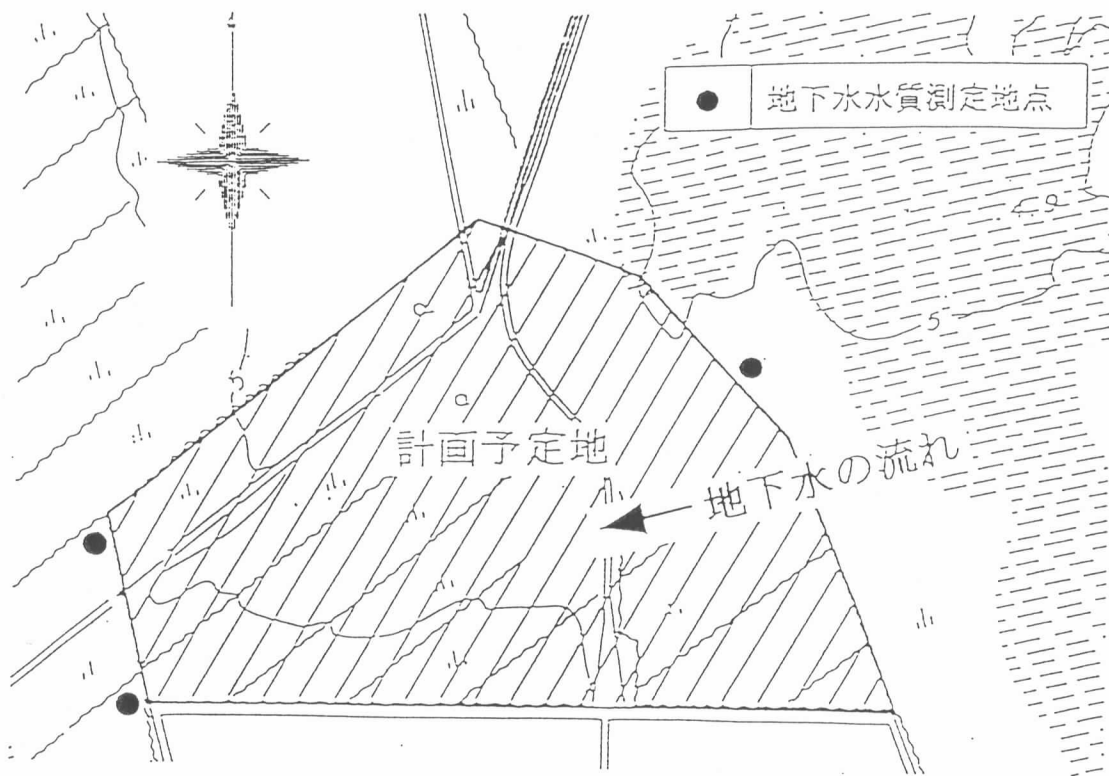
石炭灰埋立順序



凡 例	
←	埋立方向
①-④	埋立順序



地下水水質測定地点位置図



地下水観測井構造概要図

地下水等検査項目

項	目	基準
アルキル水銀		検出されないこと
総水銀		0.0005mg/l 以下
カドミウム		0.01mg/l 以下
鉛		0.01mg/l 以下
六価クロム		0.05mg/l 以下
砒素		0.01mg/l 以下
全シアン		検出されないこと
ポリクロロネイテッドビフェニル (PCB)		検出されないこと
トリクロロエチレン		0.03mg/l 以下
テトラクロロエチレン		0.01mg/l 以下
ジクロロメタン		0.02mg/l 以下
四塩化炭素		0.002mg/l 以下
1,2-ジクロロエタン		0.004mg/l 以下
1,1-ジクロロエチレン		0.02mg/l 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.04mg/l 以下
1,1,1-トリクロロエタン		1mg/l 以下
1,1,2-トリクロロエタン		0.006mg/l 以下
1,3-ジクロロプロペン		0.002mg/l 以下
テトラメチルチウラムジスルフィド (別名チウラム)		0.006mg/l 以下
2-クロロ-4,6-ビス (エチルアミノ) -S-トリアジン (別名シマジン)		0.003mg/l 以下
ベンゼン		0.01mg/l 以下
セレン		0.01mg/l 以下
S-4-クロロベンジル=N,N-ジエチルチオカルバマート (別名チオベンカルブ)		0.02mg/l 以下
フッ素		0.8mg/l 以下
ホウ素		1mg/l 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		10mg/l 以下
ダイオキシン類		1pg-TEQ/l 以下

排水基準

項	目	許容濃度
水素イオン濃度		5.8~8.6
生物化学的酸素要求量 (BOD)		60mg/1 以下
浮遊物質 (SS)		60mg/1 以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類	5mg/1 以下
	動植物油脂類	30mg/1 以下
フェノール類含有量		5mg/1 以下
銅含有量		3mg/1 以下
亜鉛含有量		5mg/1 以下
溶解性鉄含有量		10mg/1 以下
溶解性マンガン含有量		10mg/1 以下
クロム含有量		2mg/1 以下
フッ素含有量		15mg/1 以下
大腸菌群数		日間平均 3,000 個/cm ³
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		0.005mg/1 以下
アルキル水銀化合物		検出されないこと
カドミウム及びその化合物		0.1mg/1 以下
鉛及びその化合物		0.1mg/1 以下
六価クロム及びその化合物		0.5mg/1 以下
砒素及びその化合物		0.1mg/1 以下
シアン化合物		1mg/1 以下
PCB		0.003mg/1 以下
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルピートン及び EPN に限る)		1mg/1 以下
トリクロロエチレン		0.3mg/1 以下
テトラクロロエチレン		0.1mg/1 以下
ジクロロメタン		0.2mg/1 以下
四塩化炭素		0.02mg/1 以下
1,2-ジクロロエタン		0.04mg/1 以下
1,1-ジクロロエチレン		0.2mg/1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4mg/1 以下
1,1,1-トリクロロエタン		3mg/1 以下
1,1,2-トリクロロエタン		0.06mg/1 以下
1,3-ジクロロプロペン		0.02mg/1 以下
チウラム		0.06mg/1 以下
シマジン		0.03mg/1 以下

チオベンカルブ	0.2mg/l 以下
ベンゼン	0.1mg/l 以下
セレン及びその化合物	0.1mg/l 以下
ダイオキシン類	10pg-TEQ/l 以下

緊急時連絡系統図

個人情報が含まれるため非公開

施設廃止時の確認事項

- (1) 築堤、遮水工、集排水設備が、管理型最終処分場の構造基準に適合していないと認められないこと。
- (2) 地下水の水質測定の結果、水質の悪化が認められないこと。また、悪化が認められた場合には、次のいずれにも該当しないと認められること。
 - ア 地下水等の水質が、基準に現に適合しないこと。
 - イ 水質検査による数値の変動の状況に照らし、基準に適合しなくなるおそれがあること。
- (3) 浸出水処理施設からの排水について、別紙4に示す排水基準項目の内、水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、浮遊物質濃度については3月に1回以上、その他の項目については6月に1回以上の頻度で2年以上にわたって測定した結果、全ての項目が排水基準に適合していると認められること。
- (4) 埋立地からガスの発生がほとんど認められないこと。またはガスの発生量の増加が2年以上にわたり認められないこと。
- (5) 埋立地の内部が、周辺の地中の温度と比べ異常な高温になっていないこと。
- (6) おおむね50cm以上の厚さの土砂による覆いにより開口部が閉鎖されていること。
- (7) 埋立地からの浸出水等による、周辺地域の生活環境保全上の支障が現に生じていないこと。